

飯

南町次世代につなぐ まちづくり基本条例が制定されました

「次世代につなぐまちづくり」を
進めるためのルール

進めるためのルール

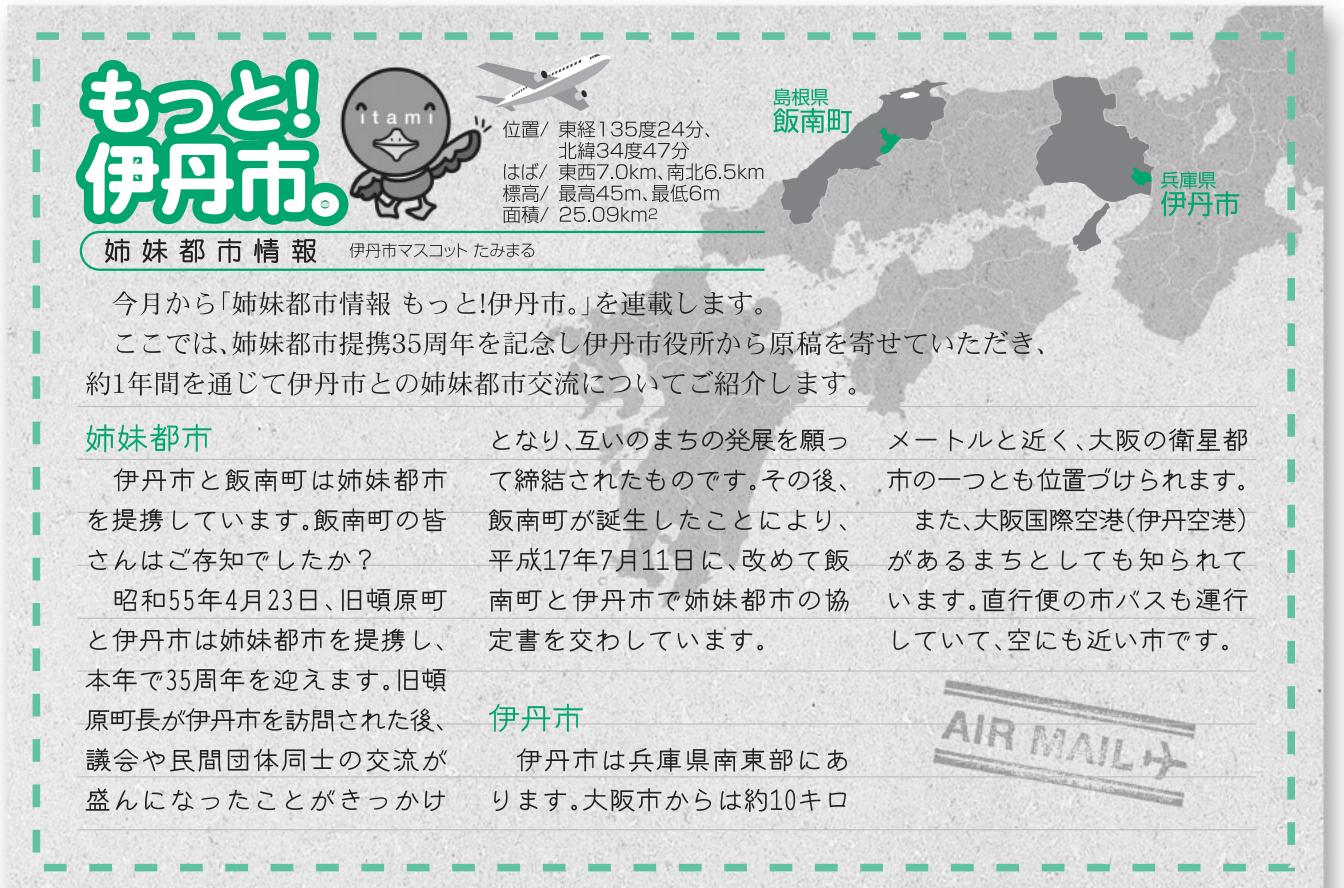
たちは、次の川柳に表される町民の思いを実現し、町民主体のよりよいまちをつくるため、この条例

- ・高齢者や青少年、子どもも参加できます
- ・次世代につなごう！
- ・伝統文化、暮らしを継承しよう！
(秋祭り、とんど、銀山街道、しめ縄など)
- ・自然を守ろう！

次世代をつゞぐ基本姿勢

- 4 郷土を大切にします。
- 5 お互い様の精神で、声を掛け合い、見守り合い、助け合います。

2 町政は、町民の信託に基づきます。
3 町民一人一人の考えは、尊重されます。



- まちづくりの主役です。(第4条)
 - まちづくりに参加しよう。(第4章)
 - 町が実施するまちづくりに意見を言い、提案をしよう。(第18条)
 - 誠実に町政に当たります。(第6条)
 - 分かりやすく機能的な組織づくりに努めます。(第7条)
 - 市民の立場に立って職務に当たります。(第8条)
 - 積極的に情報を提供します。(第11条)
 - 参加しやすい環境づくりに努めます。(第16条)
 - 市民の意思を町政に反映します。
 - 町長・執行機関・職員の仕事をチェックします。
 - 地域の課題と市民の意見をきちんと把握し、情報を積極的に公開します。

「町民に使つてもらう条令を作るには、できる前から関わつてもらうことが大事」との考え方から、町民ワークショップ、アンケート、川柳コンテスト等を実施し、多くの町民の思いが詰まつた条例となつています。

※条例本文は、4月の自治区配布物回覧文書にてご覧ください。

